

# 山陽小野田市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則

伊場 勇議員

資料1

## ○山陽小野田市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則

平成17年3月22日  
教育委員会規則第28号

### (趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市における社会体育の推進並びに児童及び生徒の安全な遊び場確保のために、学校教育に支障のない範囲内で、山陽小野田市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の施設を児童、生徒その他一般市民に開放することについて必要な事項を定めるものとする。

### (学校施設の開放)

第2条 学校施設の開放は、次の場合に行う。

- (1) 団体等が学校の屋外運動場及び屋内運動場をスポーツ又はレクリエーションのために利用しようとするとき。
- (2) 児童及び生徒が遊び場として学校の屋外運動場を利用しようとするとき。

### (学校施設開放の日時)

第3条 学校施設開放の日時は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、開放する学校において特別の事情がある場合は、教育委員会は、開放の日時を別に定めることができる。

### (利用の許可)

第4条 学校施設の開放は、山陽小野田市内に在住し、在学し、又は勤務する者で、10人以上で団体を構成し、かつ、当該団体の監督者として成人が含まれる場合に限り許可するものとする。

### (利用の手続等)

第5条 この規則に規定するもののほか、学校施設の利用等について必要な事項は、山陽小野田市立学校施設の利用に関する規則(平成17年山陽小野田市教育委員会規則第20号)の例による。

### 附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

別表(第3条関係)

施設名	開放する日	開放する時間
屋外運動場	土・日曜日、祝日 長期休業日	午前9時から日没まで
	平日	午後5時日没まで
屋内運動場	土・日曜日、祝日 長期休業日	午前9時から午後10時まで
	平日	午後5時から午後10時まで

## 学校施設開放に関連する法令

### ●教育基本法

#### 第12条

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

### ●学校教育法

第137条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

### ●社会教育法

#### 第6章 学校施設の使用

第44条 学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

第45条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

第46条 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を使用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第47条 第45条の規定による学校施設の使用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第1項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の使用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

### ●スポーツ基本法

第13条 学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

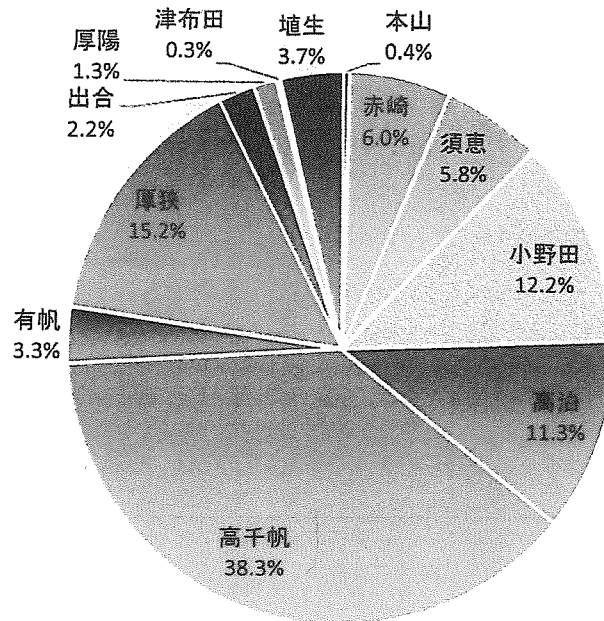
### ●日本国憲法

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属さない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその使用に供してはならない。

## スマイルキッズ プレイスぺース利用者数

月	人数
4	719
5	1,351
6	1,898
7	1,836
合計	5,804

## 市内利用世帯に係る校區別割合(5月中旬～7月末)



さんようおのだっこ アプリ登録者数  
平成30年7月末時点 660件

地域子育て支援センター  
平成29年度

施設名	年間委託料(円)
焼野保育園	7,301,000
須恵保育園	7,453,000
さくら保育園	7,453,000
姫井保育園	7,453,000
貞源寺保育園	7,453,000

## 委託料算出規定

委託期間の年間利用者数(人)	年間委託料(円)
～2000	7,263,000
2001～2500	7,301,000
2501～3000	7,339,000
3001～3500	7,377,000
3501～4000	7,415,000
4000～	7,453,000